

令和8年度時津町安全・安心住まいづくり支援事業 (木造戸建住宅の耐震補助事業)

地震に対する住宅の安全性の確保を促進するため、耐震診断を実施し、耐震改修計画作成及び耐震改修工事を実施する木造戸建住宅の所有者に対し、耐震診断費並びに耐震改修計画作成及び耐震改修工事の費用の一部を補助します。

令和8年度 耐震診断事業

■補助内容 補助対象住宅の耐震診断

■町補助額 耐震診断費136,000円のうち**113,000円** (自己負担額：23,000円)

■対象住宅 時津町内に存する木造戸建住宅であって、(1)～(4)をすべて満たすもの。

(1)下記①～④のいずれかに該当するもの

①平成12年5月31日以前に建築基準法第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築されたもの

②昭和56年12月末日までに本町の固定資産税台帳に記載されているもの。

③当該住宅に係る不動産登記簿謄本の原因及びその日付により、昭和56年8月末日以前のものであることが確認できるもの。

④昭和56年5月31日以前に建築基準法第15条第1項の規定による工事届出を受理されたもの。

(2)階数が3以下のもの

(3)在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法の住宅

(4)混構造にあっては、立体的な混構造に限り、その木造部分に限る

■対象者 町内に対象住宅を所有し、現に居住する者で、町に係る税金の滞納がないもの

■その他 耐震診断の実施については、一般社団法人長崎県建築士事務所協会より、耐震診断士が派遣されます。

また、建築年数が古くなるほど倒壊の危険性が高いことから、昭和56年5月31日以前の建物を優先的に補助対象とさせていただきます。

■提出書類 (1)時津町木造住宅耐震診断申込書 2部

(2)案内図 (対象住宅の所在がわかる地図)

(3)確認通知書 (写) 又は建設年月の確認のための図書 (建物登記簿謄本など)

(4)住宅を所有している方 (=申請者) の完納証明書 (町税務課にて発行)

(受付期間) 令和8年11月2日 (月曜日) まで ※予定戸数になり次第、締め切ります。

(受付場所) 時津町役場 都市整備課 (第2庁舎3階)

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

(お問合せ先) 時津町役場 都市整備課 095-882-4807 (直通)

令和8年度 耐震化総合支援事業

- 補助内容 耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと判断された住宅を耐震基準に適合させるための耐震改修計画及び耐震改修工事
- 町補助額 耐震改修工事費（耐震改修計画の作成に要した経費がある場合、それも含める。）の5分の4を町が負担する（ただし、町補助額の上限は100万円とする）。
- （※ 例1 耐震改修工事費 300万円の場合、
 $300万円 \times 4/5 = 240万円 > 100万円$ （町補助上限額）
→ 町補助額 100万円
- 例2 耐震改修工事費 100万円の場合、
 $100万円 \times 4/5 = 80万円 < 100万円$ （町補助上限額）
→ 町補助額 80万円）
- 要件 次の区分に応じ、下記のいずれも該当するもの。
【耐震改修計画】
耐震診断の結果、次に掲げる耐震化のための基準（以下「耐震基準」という。）に適合しない住宅を、耐震基準に適合させるための耐震改修計画。ただし、建築士法第2条に規定する建築士が作成するものに限る。
ア 住宅の構造耐力上主要な部分
(ア)耐震診断の診断表により求められる総合評価のうち上部構造評点が1.0以上のもの。
(イ)地盤・基礎についての総合評価に注意事項がないもの。
イ 敷地、非構造部材
(ア)屋根葺き材や屋根等に設置された設備が、地震の振動や衝撃で落下しないもの。
(イ)ブロック塀や門柱等が地震の振動や衝撃で倒壊することで、人に危害を与えないもの。

【耐震改修工事】
耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと判断された住宅を耐震基準に適合させるための耐震改修工事
※耐震改修工事を行う事業者は、長崎県内に本店、支店又は営業所を有する事業所であって、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた事業所であること。
- 提出書類 (1)時津町安全・安心住まいづくり耐震化総合支援事業補助金交付申請書
(2)耐震診断結果が確認できる資料
(3)仕様書、補強計算書等の耐震改修計画の概要書
(4)耐震改修工事の内容を示す平面図その他図面
(5)耐震改修工事に係る経費の内訳書
(6)耐震改修工事の予定箇所の写真
(7)耐震改修計画の作成に要する費用の見積書
※(7)については、耐震改修計画の作成を併せて実施する場合のみ必要
- 注意事項 下記のいずれかに該当する場合は、補助の対象となりません。
(1)耐震化総合支援事業の交付決定前に着手した耐震改修計画及び耐震改修工事
(2)耐震改修計画に基づかない耐震改修工事
(3)過去に国庫補助による支援を受け作成された耐震改修計画の見直し及び当該耐震改修計画に基づく耐震改修工事

（受付期間）令和8年11月2日（月曜日）まで ※予定戸数になり次第、締め切ります。

（受付場所）時津町役場 都市整備課（第2庁舎3階）